

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	2026年9月29日
【会社名】	株式会社山大
【英訳名】	Yamadai Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 暢介
【本店の所在の場所】	宮城県石巻市潮見町2番地の3
【電話番号】	(0225) 93-1111 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理部部長 加藤 誠
【最寄りの連絡場所】	宮城県石巻市潮見町2番地の3
【電話番号】	(0225) 93-1111 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理部部長 加藤 誠
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2026年9月24日開催の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年9月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）について、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものです。

- ① 本株式併合の割合
当社株式について、406,580株を1株に併合いたします。
- ② 本株式併合の効力発生日
2026年9月30日
- ③ 効力発生日における発行可能株式総数
8株

第2号議案 定款一部変更の件

- ① 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第182条第2項の定めに従って、当社の発行可能株式総数は8株となります。この点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- ② 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は2株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）の全文を削除するとともに、定款第10条（基準日）及び第14条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- ③ 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となるとともに当社の株主は公開買付者のみとなるため、自己株式の取得に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第28条（自己株式の取得）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

なお、本議案に係る定款一部変更は、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2026年9月30日に効力が発生する予定です。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	7,072	2,169	—	（注）1	可決 76.5
第2号議案	7,073	2,170	—	（注）1	可決 76.5

（注）1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本臨時株主総会に出席した株主の議決権の数（本臨時株主総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

- (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
議決権の数に本臨時株主総会に出席した株主の議決権の数は全て算入しており、該当事項はありません。

以 上